

令和8年度

# 寄居町アピアランスケア用品 購入費補助金のご案内

町では、がん治療による外見の変化をケアする用品(アピアランスケア用品)の  
購入費の一部を補助します。



## ●対象者 以下のすべてに該当する方

- ①申請日現在、町の住民基本台帳に登録されている方
- ②がんと診断され、がん治療を受けた方、または現在治療中の方
- ③がん治療により脱毛や手術等による乳房の変形があり、アピアランスケア用品を購入した方
- ④ほかの地方公共団体から同種の補助金等の交付を受けていない方
- ⑤町税を滞納していない方

## ●対象用品・補助金額 購入日翌日から1年以内のものが対象

対象用品	補助金額	補助回数
ウィッグ (ウィッグ/ウィッグ付き帽子/頭皮保護ネット/インナーキャップ)	それぞれ 上限3万円	3万円の 満たない場合は それぞれ 2回まで申請可 (※)
乳房補整具 (補整下着/補整パッド/ニップル/人工乳房(乳房再建術等) より体内に埋め込まれたものは除く))		

※年度をまたぐ場合も、補助回数は対象者1人につき最大2回までです。

## ●申請期限

令和9年3月31日(水)まで

申請が間に合わない場合は、事前に健康づくり課へご相談ください。

## ●申請のながれ



## ●申請書類 以下の書類を揃えて健康づくり課へ提出してください。

- ①寄居町アピアランスケア用品購入費補助金申請書兼請求書(様式第1号)  
町公式HP、または健康づくり課窓口で取得できます。
- ②がんの治療を受けたこと、または受けていることを証明する書類(写し)
- ③がんの治療により脱毛、または乳房の変形が生じたことを証明する書類(写し)  
②および③は、1つの書類でも可(例:診療明細書、治療方針計画書、診断書等)
- ④対象用品を購入した際の領収書(原本)  
申請者の氏名、購入日、品目、金額(内訳)、発行元が記載されたもの
- ⑤住所が確認できる書類(写し)
- ⑥補助金の振込み先 金融機関口座が確認できる書類  
例:通帳、キャッシュカードの写し等



町公式HP

## ●Q&A



Q. 「がんの治療により脱毛、または乳房の変形が生じたことを証明する書類」とは、どのようなものですか？

A. 【ウィッグの場合】 氏名、病名や脱毛の副作用がある抗がん剤の使用が確認できる書類  
【乳房補整具の場合】 氏名、病名や乳房の切除等を伴う外科的治療等の記載がある書類  
例：診断書、治療方針計画書、診療明細書等

Q. 対象となる年齢や性別はありますか？

A. 年齢や性別の制限は設けていません。

Q. がんの切除手術を受けたのが数年前ですが、乳房補整具をこれから購入する場合、補助対象となりますか？

A. がん治療により補整具を必要とすることがわかれば治療の時期は問いません。  
補助対象となります。

Q. 2枚の補整下着を購入した場合、一度の申請で対象となりますか？

A. 補助金額の範囲内(上限3万円)であれば対象となります。

Q. 令和7年4月にウィッグの申請をし、2万円の補助を受けました。  
令和9年3月に新たにウィッグを購入した場合、補助の対象となりますか？

A. 同一種類の対象用品に対して補助金額内(上限3万円)で2回まで申請をすることが可能です。  
上記の場合、既に2万円の補助を受けているので、2回目の購入に対して1万円まで補助を受けることができます。

Q. インターネットで購入した補整具は補助対象となりますか？

A. 購入した補整具の領収書(原本)があれば申請できます。  
領収書に申請者氏名、購入日、品目、金額(内訳)、発行元が記載されていることをご確認ください。  
※ポイント利用分は値引きと同等とみなし、補助対象外となります。

Q. レンタルは補助の対象となりますか？

A. 対象外となります。

Q. 領収書を他の用途で使用するため、原本を提出できないのですが？

A. 原本の確認は必須となるため、一度原本を提出していただく必要があります。  
確認後にお返しします。

Q. 令和8年2月に購入したウィッグは補助対象となりますか？

A. 購入日翌日から1年以内に申請した場合は補助対象となります。

その他ご不明点等がございましたら、健康づくり課へお問い合わせください。